

〔研究ノート〕

ドイツにおけるトルコ系移民の統合 ——ドイツ人のイスラム像との関連で——

中 谷 毅

- I はじめに
- II トルコ系移民とその生活状況
- III ドイツ人におけるイスラムのイメージ
- IV おわりに

I はじめに

現在、ヨーロッパの多くの国は移民問題を抱えている。例えば、2005年10月下旬からしばらく続いたフランスにおけるアフリカ系移民の若者の暴動は、フランス型統合の現実を浮き彫りにしたといえるであろう。また、イギリスでは英国国民党（BNP）など移民排斥を訴える右翼政党の台頭が話題になっている。あるいは、スカンジナビア諸国はこれまで比較的移民に寛容であったが、ここでも移民の増加を受けて右翼が勢いを増している。ヨーロッパ、特に西欧諸国は今日、経済・社会問題に様々な課題を抱えているとはいえ、冷戦終結後のグローバル化時代における人の頻繁な移動において、アジア、アフリカ、中近東などの人々にとっては、いまだ魅力的な磁場なのである。その上、西欧諸国による中・東欧諸国への投資拡大と並行して、東から西への人の流れが増加することにもなった。こうした新しい移民の流入や以前から定住している移民の統合をめぐる諸問題は、今や強弱はあれ、ヨーロッパ諸国に共通の懸案になっているのが現状である。

ドイツも例外ではない。ドイツ連邦共和国では移民排斥を唱える右翼政党が、連邦議会レベルにはいまだ進出を果たしていないものの、州議会、地方議会では議席を確保しているところもある。今日、この国には出身国を異にする多くの移民が住んでいるが、第 2 次世界大戦後に限っても、彼らが（西）ドイツにやって来た歴史は既に約半世紀に亘る。しかし、この国が実質上移民国家としての政策を実施し始めたのは 1990 年以降のことに過ぎず、その結果、移民の統合は未だ不十分という評価が専らである。特に、最大の集団であるトルコ系移民の統合が最大の課題であるといっても過言ではない。トルコ系移民の問題はイスラム問題とも重なり、スカーフ問題、モスク建設問題、名誉殺人問題など様々な社会問題としてドイツの日常においても頻繁に話題になる。

S. P. ハンチントンは『文明の衝突』において、「一般に、ヨーロッパの社会は移民を同化させながらないし、同化させようと思ってもうまくいっていない。またイスラム教徒の移民やその子どもたちがどの程度まで同化したいのかもはっきりしない。だから、かなりの数の移民が流入しつづければ、社会がキリスト教徒とイスラム教徒の二つに分裂した国が生まれることになるだろう」と述べている。もっとも、彼は移民の制限にかかる費用を政府や国民が負担することで、こうした事態は避けられるとも付け加えているのであるが。⁽¹⁾

さて、本稿ではドイツにおけるトルコ系移民の統合を分析対象にするが、その課題は彼らの統合状況およびドイツ人におけるイスラム像を検討し、両者の関連に若干の考察を加えることに限定される。その際、ドイツで公開されたいくつかの最新アンケート調査結果を利用することにする。なお、「統合 (Integration)」という概念に関しては、複数の理解が可能であるが、一応ここでは次のような連邦政府の捉え方に従うことにする。「統合は長期に亘るプロセスである。その目標は、長年かつ合法的にドイツで生活している全ての人間を社会に迎え入れることである。移民にはあらゆる社会領域での包括的で平等な参加が可能でなければならない。その

代わり、彼らはドイツ語を学び、憲法および法律を知り、尊重および遵守する義務を負う⁽²⁾。こうした理解の下、今日ではドイツの政治において、統合の成功への責任は移民と受け入れ社会の両方にあると考えられるようになってい

II トルコ系移民とその生活状況

1950年代に高度経済成長を経験した西ドイツでは、労働力不足に悩まされることになり、救いの手を外国人に求めた。西ドイツは1955年のイタリアとの協定から1968年のユーゴスラヴィアとの協定まで、総計8カ国との募集協定を締結した。トルコとは1961年に協定を結んでいる。これ以降、多くのトルコ人がドイツに外国人労働者（ガスターバイターGastarbeiter=ゲストとしての労働者）としてやってくることになった。1973年、オイルショックが世界を襲い、外国人労働者の新規募集が原則的に停止される。こうした状況下、既に労働に従事していた外国人は帰国せず、家族を故国から呼び寄せ定住化していくことになり、1973年段階で既に260万人の外国人労働者（家族を含めると400万近くの外国人）がドイツで生活していた。またこの頃、EC（欧州共同体）諸国出身の外国人労働者とは対照的に、EC諸国以外の出身者、とくにトルコ人の数が増加の一途をたどっていく。

1980年代前半、コール政権がシュミット政権末期に輪郭が固まっていた方針を政策に移した。この外国人政策は長期滞在している外国人の統合、彼らの帰国促進、新たな外国人の流入制限という3つの柱から成り立っていた。しかし結局、この政策はたいした成果を挙げることができなかった。統合は進まず、帰国者は限られ、80年代後半、外国人の数は再び増加していった。

東西ドイツ統一途上の1990年7月、外国人法が改正（1991年1月施行）され、また、同年12月には請負契約労働者など、労働者の受け入れ中止の例外を認めた募集停止例外令が制定された。こうした施策には、定住化した

外国人労働者とその家族を半ば移民として認識して彼らの統合を促し、新規外国人労働者の受け入れ中止という原則の下、例外的労働者を認めるものの、彼らの定住は認めないという狙いがあった。また、1990年のドイツ統一をはさんだ1980年代後半から1990年代初期は、庇護申請者やドイツ系帰還移民（アウスズィードラー）が大量にドイツに流れ込んだ時期でもあったが、1993年には庇護権を制限する基本法改正が実施された。その後、1999年5月には国籍法が改正され（2000年1月施行）、一定の条件を満たしたうえで⁽³⁾の出生地主義や多重国籍が採用され、条件付ではあれ帰化手続きが容易になった。そして、2000年8月に導入されたIT専門家向けグリーン・カード制を経て、2004年7月には紆余曲折の後ようやく、労働移民の受け入れと制御、移民の社会的統合政策の推進などを盛り込んだ移民法が可決された（2005年1月施行）。

こうしてドイツは徐々に事実上移民国家としての道を歩んでいった。このうち、1990年の改正外国人法は合法移民を4グループ（①EU市民、②定住化旧外国人労働者とその家族、③ニューカマー（労働移民や留学生）と難民、④かうじて国外退去から免れている人々）に分断し、滞在権の安定性で格差を生むことになった。トルコ出身の定住移民はほとんどが②のカテゴリーに当てはまり、EU加盟国出身者に次ぐ序列であり、ドイツ政府による統合の対象に入っている。そして、改正国籍法の導入により、既にドイツで長期滞在しているトルコ人にとっては選択肢が増えた。以上のように、ドイツの国家としての施策が展開していったのであるが、ドイツに住んでいるトルコ系移民をめぐる社会状況はどのようなものなのであろうか。

【移民報告書2007】によると、2007年のドイツの人口は8226万人、そのうち外国人は674万人を数え、8.2%を占める。外国人のなかで最も多いのがトルコ人で、25.4%（171万人）を占め、スロヴェニアを除いた旧ユーゴスラヴィア出身者が13.6%、バルト3国を除いた旧ソ連出身者が6.9%である。また、EU加盟24カ国（ブルガリア、ルーマニアを除く）出身者は34.7%を占める。さらに同報告書の別のデータでは、2006年におけるドイツの

人口8237万人に占める移民の背景を持った住民の割合は18.4%で1514万であった（外国人8.9%、移民の背景を持ったドイツ人が9.5%）。このうちトルコ系住民は16.5%、250万人で最大の集団である。以上のように、トルコ人（トルコ国籍を持った外国人）、あるいはトルコ系のドイツ国家公民（①帰化した者、②少なくとも親のどちらかがトルコ系である、ドイツ国籍を持った者）を合わせたトルコ系の背後関係を持った住民（トルコ系移民）は、一国の出身者としては最大のグループである。

なお、当報告書によると、外国人の人口、移民の背景を持った住民の人口はともに圧倒的に（Ⅱ）西ドイツに偏っている。ちなみに、移民の背景を持った住民のうち、ベルリンを除いた（Ⅲ）東ドイツ地域に住むのは62万人であり、ベルリンを含めた西側に住んでいるのは1452万人である。もちろん、西側でもこうした住民の密度は場所によって濃淡がある。⁽⁵⁾

さて、トルコ系移民のドイツ社会における統合状況はどのようなものであろうか。ある独立系シンクタンクの研究によれば、下記のような問題が浮かび上がってくる。2005年のマイクロセンサスに基づいたこの研究では、移民の8つの出身グループ（①旧ソ連や東欧諸国からのドイツ系帰還移民：396万人、②トルコ：281万人、③EU25カ国のうち南欧4カ国とドイツを除いた20カ国：191万人、④ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインの南欧：153万人、⑤マケドニアとスロヴェニアを除いた旧ユーゴスラヴィア：115万人、⑥極東：73万人、⑦近東：54万人、⑧アフリカ：50万人）に焦点を絞って、統合状況を分析している。

そこではトルコに関して、次のような総合評価が下されている。「トルコ系移民は移民国家ドイツにおいて、既にほぼ50年に亘る歴史を有し、移民のなかで2番目に大きなグループを形成してもいる。それ故に、統合の比較において彼らが他を引き離して最悪の結果であることは憂慮すべきである。特に心配なのは教育を終了していない者の割合が高く、若者における失業率が非常に高いことである。このグループの統合が実際に上手くいっている領域はひとつもない。むしろ、トルコ系市民の一部が自分たちの社会的共同体へ引きこもっているという印象が強くなる」。トルコ系移民

に関するこの評価は非常に厳しいもので、このことは他の大きな集団の総合評価と比較すれば明白である。⁽⁶⁾

それではこの研究において、具体的に何をもってトルコ系住民の統合結果が最悪としているのであろうか(表1)。まず、ドイツ国籍取得者の少なさである。国籍取得とは EU 加盟国以外の出身者には法的平等の前提条件を意味し、また同時に、ドイツの国籍を受け取るということはドイツへの統合意思を示唆する。こうした国籍取得をおこなった者が、長期滞在者が多いにもかかわらず、これまで32%に過ぎない。また、2つの文化間の結婚はドイツ系と非ドイツ系の接近の度合いを示すが、トルコ系住民の場合、他のグループを引き離して5%と極端に少なく、この低い割合には近東出身の背景を持つ移民(18%)と同様、イスラム教信仰がひとつの理由である可能性が指摘されている。

さらに、教育水準も非常に低い。義務教育のハウプトシューレを中退し、職業教育も受けていない者は30%に達し、大学入学資格を有しているのは14%に過ぎず、ともに最悪である。こうした人々には仕事や社会的承認が提供されにくい。平均して、教育水準は第1世代より第2世代のトルコ系のほうが改善されているが、他の出身グループの第2世代より明らかに悪い。ところで、30%、14%という数字はドイツ国籍を取得したトルコ系移民と取得していないトルコ人の平均で、詳しく見ると、教育未修了者においてはドイツ国籍未取得のトルコ人の数値は取得者の約2倍であり、大学入学資格取得者においては逆である。従って、ドイツ国籍を持っていないトルコ人における事態がより深刻なのである。

その他、主婦率(15~64歳で、就業しておらず、求職中でもない女性の割合)も48%と高い。彼女たちはドイツ人との接触に問題があり、職を持つ女性より社会的孤立や隔絶に陥りやすい。失業率は全ての出身グループ平均より高く、若者の失業率も同様である。職に就くことは社会へ入っていく重要な前提条件であるが、失業者にはそれすら叶わない。⁽⁷⁾

次に、エッセン大学のトルコ研究センターがトルコ系移民の生活状況と

統合状態を分析した2008年の調査報告書によると、次のような実態も浮かび上がる。ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州のトルコ系移民一世帯当たりの月平均純所得（1925ユーロ）は、同州の移民背景のない世帯のそれ（2647ユーロ）に比べ明らかに低い。また、ドイツ全体のトルコ系移民一世帯当たりの月平均純所得（2073ユーロ）も、連邦全世界帯のそれ（3075ユーロ）より大幅に低い。注意を要するのは、トルコ系の一世帯当たりの人数はドイツ人のそれのほぼ二倍に達する故に、一人当たりの純所得差は一世帯当たりのそれより大きくなることである。NRW州のトルコ系一人当たりの平均純所得が506ユーロであるのに対し、移民背景のない一人当たりのそれは1106ユーロ、連邦レベルではトルコ系一人当たりが545ユーロであるのに対し、全住民での一人当たりでは1397ユーロである。その他、多くのトルコ人は日常の様々な生活現場で差別を経験している。こうした経験がある NRW 州のトルコ系移民の割合は1999年（65%）から上昇し始め（2001年：71%、2002年：80%、2003年：80%）、2004年から徐々に減少し、2008年は71%となっている。⁽⁹⁾

（表1）出身グループごとの指標値（%）

	ドイツ国籍	2文化婚姻	教育終了なし	大学入学資格	失業率	若者失業率	主婦率	公務従事者	公的給付金依存
EU20カ国	42	61	3	51	13	17	27	13	9
ドイツ系帰還移民	100	18	3	28	15	18	20	14	13
極東	39	31	18	48	17	20	42	10	14
南ヨーロッパ	18	25	17	28	14	13	27	8	10
近東	40	18	22	38	35	26	54	12	34
旧ユーゴスラヴィア	19	14	14	20	19	18	32	10	18
アフリカ	41	34	25	37	26	31	44	8	24
トルコ	32	5	30	14	23	28	48	7	16
現地人（=ドイツ人）	—	5	1	38	10	14	20	21	8

出典：Berlin-Institut, 2009, S. 49の表より一部抜粋して筆者が作成。

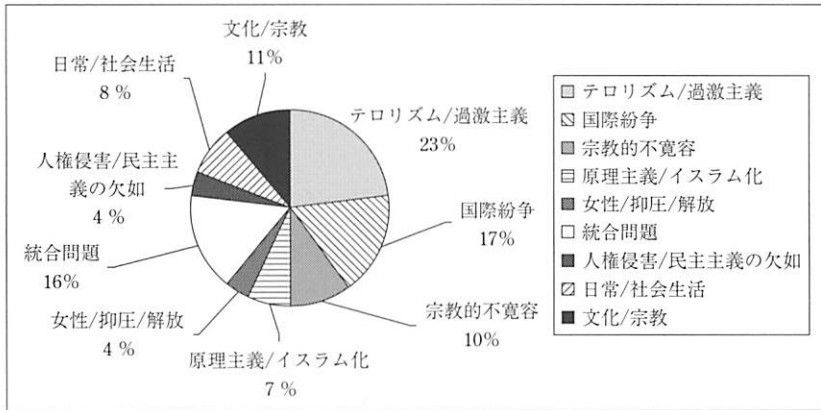
以上のように、トルコ系移民の統合状況は決して芳しくない。E. トッドは、ドイツにおけるトルコ人はイスラム教徒故に唯一の差別的集団として隔離されているとし、そもそも多くのトルコ人はドイツに到来したとき、イスラム世界では非宗教的動向を代表する者たちであったが、ドイツという文化環境によってトルコ人のイスラム化という逆説が展開されたと主張する。また、ユダヤ人共同体の排除から半世紀を経た現在、トルコ人は新たな不可触賤民として形成されたとも述べる⁽¹⁰⁾。彼のテーゼは、ドイツのトルコ人はイスラム教徒故に統合どころか、隔離されているという単純明快なものである。このテーゼは実証的なデータに欠けるなど信憑性に疑問符も付くが、上述したトルコ系移民の統合の不完全さを鑑みた場合、統合とイスラムとの関係に言及するのは意味なしとしない。そこで以下では、ドイツ人におけるイスラムのイメージについて考察する。

III ドイツ人におけるイスラムのイメージ

ドイツ人はイスラムをどのように見ているのであろうか。そもそも、大方のドイツ人はムスリムやイスラム世界と日常的に直接コンタクトを持っているわけではない。従って、普通のドイツ人がイスラムのイメージを形成するのに最も大きな影響を与えるのはマスメディアであるといえよう。ここではまず、ドイツのテレビ放送におけるイスラム像を紹介する。

「ARD と ZDF のイスラム像」を扱った研究からは以下のような像が浮び上がる⁽¹¹⁾。これによると、イスラムがテーマとして扱われた133の番組の81%が否定的な含みを持ったテーマであったとされる(グラフ1)。最大の比重を占めたのがテロリズム/過激主義で23%、続いて国際紛争が17%、宗教的不寛容が10%、原理主義/イスラム化が7%を占める。中立的・肯定的なテーマは文化/宗教の11%、日常/社会的生活の8%の計19%で全体の1/5以下に過ぎない。そして、公共放送におけるイスラムのテーマは時事的なニュースに影響されることになる。調査期間(2005年7月~2006年12

（グラフ1）イスラムのテーマ化



Hafez/Richter, 2007, S. 41.

月)にも様々な出来事があった。時系列に挙げられているのは次のような事件や話題である。2005年7月のロンドンにおけるテロリズム、2006年1月の移民の統合をめぐる議論(国籍取得テスト)、2006年8月のムハンマド風刺画論争、2006年8月のドイツにおけるスーツケース爆弾、2006年9月のベルリンにおけるオペラ公演イドメネオの中止、レーゲンスブルクでのイスラム会議とローマ教皇のスピーチ、2006年11月/12月のローマ教皇のトルコ訪問。

こうした出来事が主に引き起こすディスカルスは、西洋の安全保障に関連するものであり、「危険なイスラム主義者」、「隣人としてのテロリスト」、「ドイツにおける憎悪の説教者」、「平行社会の後継者」などとタイトルのついた時事解説番組が放送された。トーク番組ではより広く、具体的な問題設定なしに「我々はいっと不寛容を必要とするのであろうか」、「平和的共存はまだ可能なのであろうか」などといったテーマが扱われる。外国報道でもイスラムが取り上げられるが、その際、戦争地域からの状況報告の形で、厄介な脅威として描かれる(「ライオンの巣窟でテロ指導者と会う」、「アフガニスタン・タリバン」の宣伝キャンペーン)。ヨーロッパ・マガジン

という番組では、トルコのEU統合の周辺テーマであるにも関わらず、トルコとの関連でイスラムが何度も取り上げられているという。また、イスラム女性は、例えばZDFのモナ・リザという番組で、男性による抑圧の犠牲者あるいは急進的なイスラム主義者としてのみ扱われ、宗教から独立したモダンな女性として描かれることはない。

以上のように、ドイツの代表的な放送局の番組におけるイスラム像は非常にネガティブなものであった。この研究では、様々な政治的テーマを文化に還元し、否定的な側面に焦点を当てることがイスラムに対する偏見を助長し、「イスラム不安 (Islamangst)」を高め、「イスラム嫌い (Islamverdrossenheit)」を視聴者に作り出す危険をはらんでいるとして警鐘を鳴らしている。そして、ARDやZDFというジャーナリズム内部におけるオピニオンリーダー的存在の影響力の大きさに鑑み、番組企画・監査にムスリムの代表を招集するなど、新しい取り組みの必要性を訴えるのである。

その他、「平行社会」論を展開するW.ハイトマイヤーらは経験的な調査結果に基づいて、ドイツにおいて「イスラム嫌悪 (Islamphobie)」が広がっている⁽¹²⁾と主張する。2005年のアンケート調査(全くそうでない、どちらかといえばそうでない、どちらかといえばそうである、全くそうであるという4つの選択肢のなかから一つ選ぶ)によると、「私には、イスラムの宗派はほとんど区別できない」とする質問に「そうである」と答えた住民は80.7% (どちらかといえば: 29.1%、全く: 51.6%)、「私の考えでは、イスラムの宗派は非常に似ている」という問では72.4% (同: 44.4%、同: 28%)であった。このように区別ができていないことが、ムスリムがイスラム主義のテロリストに距離を取っていないという見解に行き着く。「イスラム主義のテロリストはムスリムに強力な支援を見出している」に対しては「そのとおり」と答えたのは60.2% (同: 32%、同: 28.2%)、「イスラム主義のテロリストは多くのムスリムに英雄として崇められている」との質問には64.4% (同: 31.5%、同: 32.9%)が肯定している。また、「ムスリムの多数派が他の住民に対して大きな距離を取っている」との問に首肯したのは67.2% (同:

37.1%、同：30.2%）、「ドイツにいる多くのムスリムが自分達だけでいたがっている」との質問を80%（同：41.1%、38.9%）が肯定している。

さらに、2003年から2005年までの継続調査でも、ドイツにおけるムスリム拒否やイスラムの文化的低評価などが見られるとされる。調査を受けた人のうち、「ムスリムはドイツへの移住を禁止されるべきである」という見解に支持を表明したのは26.5%（2003年）、24.0%（2004年）、24.3%（2005年）であり、「多くのムスリムがいるので、自分の国にいながら自分がよそ者の様に感じる」と答えたのは年代順に31.0%、35.1%、33.7%である。また、「イスラムが素晴らしい文化を生み出した」という考えを否定したのが順に36.6%、44.0%、49.7%であり、「ムスリムの文化は我々の西欧世界に充分馴染む」という考えを否定したのが65.9%、69.6%、74.2%である。「ムスリムが多く住んでいる地域に引っ越すのは問題がある」とする者は51.6%（2003年）、57.8%（2004年）へと上昇を続け、2005年に46.8%へ減少した。

以上の数字が物語るのは、イスラムへの無理解や低い評価、ムスリムへの距離・違和感や不安などであるが、これらはイスラムへのネガティブなイメージに裏打ちされて、日常生活においてドイツ人とトルコ系移民の交流に楔を打ち込んでいると考えられ得る。スカーフ問題、名誉殺人、本人の意思に反しての結婚などイスラムのイメージを損なわせる題材には事欠かない。例えば、スカーフ問題をめぐってはドイツでも裁判沙汰になったことがあり、激しい議論が戦わされてきた。近藤は移民国家としてのドイツを詳細に分析した著書のなかで、「ムスリムの側のドイツ社会に対する抗議とドイツ社会の側からの不信と嫌悪が相乗作用しつつ負のスパイラルを描き始めたという印象を否むことはできない」と状況の深刻さを指摘したうえで、「この問題が今後どのように展開していくかは、移民国ドイツの行方を占ううえで目が離せないのである」と述べている。⁽¹³⁾

では、トルコ系移民とイスラムとの関係はどうであろうか。最小限言及しておこう。トルコ系移民はほとんどがイスラム教徒であると考えてよ

い。前掲のトルコ研究センターの調査によると、NRW 州で「非常に信心深い」、「どちらかといえば信心深いほう」と答えたのは18.6%と53.3%、ドイツ全体ではそれぞれ14.4%、52.5%で、約7割がイスラムへの深い信仰心を持っている。もっとも、2000年には NRW 州においてそれぞれ7.8%、48.9%であった。この篤い信仰心の割合は2001年（2002年の調査結果）以降明らかに高まっていったのであるが、この点に関して、2001年9月11日の事件やその後のイスラムをめぐる議論が彼ら、特に若者に影響を与え、イスラムへの傾斜を強めた点が指摘されている⁽¹⁴⁾。

ところで、トルコ系移民を組織化するイスラム団体の多くは、ドイツ社会へポジティブな姿勢を示し、決して敵対的なものではない。しかし、一部にはイスラム主義を唱える組織が存在する⁽¹⁵⁾のも事実である。そして、こうした組織をドイツの関係当局は警戒している。ドイツの連邦憲法擁護庁は『憲法擁護の視点から見たイスラム主義』において、「イスラム」と「イスラム主義 (Islamismus)」、「ムスリム」と「イスラム主義者」を峻別している。「イスラム主義者にとってイスラムの書は（人と神との関係について）宗教的な戒律を表しているだけでない。それらはむしろ（強制された）政治的な行動指示と解釈される。それらは加えて、「イスラム的」として定義された政治的目標を暴力を持ってしても追求する権限付与と結び付くことがよくある。従って、イスラム主義という概念は民主的政治社会や法治国家的原則とは相容れない」（下線およびカッコは原文による）。要するに、宗教としての「イスラム」と政治イデオロギーとしての「イスラム主義」は明らかに違うというのである。ドイツ在住のムスリムの約1%、つまり約23000人がイスラム主義組織に属している⁽¹⁶⁾という。

IV おわりに

本研究ノートでは、ドイツにおけるトルコ系移民の統合状況を検討し、彼らの統合状況がこれまで必ずしもうまくいっていない点を確認した。そ

して次に、ドイツ人におけるイスラム像を検討した。ドイツ人のイスラムのイメージはイスラム主義と往々にして混同され、ネガティブなものであった。特に近年、様々な事件と連動する形で、こうしたイメージが拡大再生産されていった。これと並行して、ムスリム、なかでも若者が宗教への依存を深める様子が浮かび上がってきた。

トルコ人・トルコ社会、イスラム、ドイツ人・ドイツ社会、この3者はどうのような関係であろうか。トルコ側に注目すると、必ずしも上手く統合されていないトルコ人、ドイツ社会に融合していないトルコ社会、イスラム教徒としての自覚を強めるトルコ人。ドイツ側に注目すると、必ずしも正確ではないイスラム像を喧伝するドイツのマスメディア、イスラムへの無理解な、悪い印象を持つドイツ人。このように見ると、イスラムはドイツ人とトルコ人を結び付ける紐帯ではなく、明らかに両者を引き離すバリアーとして作用していると考えられる。

ドイツへの移民の流入は戦後しばらくしてから始まったものの、移民国家としての自覚が遅れたこともあり、ドイツが移民統合に乗り出すのは冷戦の終結後にずれ込み、精々ここ20年である。そして、近年に限っても次のような様々な動きが見られた。2004年夏に移民法が採択されたことで、今日では問題点が指摘されているドイツ語学習の統合コースが始まった。また、長年に亘り移民政策には乗り気でなかったCDUであったが、2006年にはメルケル首相が主導した統合サミットが開催された。さらに同年、ドイツの企業文化における多様性の促進を目指し、連邦政府がイニシアティブをとった「多様性憲章」が誕生した。このような様々な試みが始まっている。また、EUレベルでも冷戦終結後に移民政策の枠組が整えられつつある点も忘れてはならない。今回、こうした対応策や各都市の取り組みなどを具体的に上げることはできなかったが、ドイツは現在、試行錯誤の途上にあるともいえるのである。ドイツでは既に「統合の失敗」などとの結論が引き出されている例も見られるが、以上のような実態を勘案すれば、今しばらくは今後の展開を見守る必要があると思われる。

もっとも、統合に際してのイスラムをめぐる問題は避けて通れない。なかでも、ドイツのマスメディアにおけるイスラム像の扱い方の改善は焦眉の急である。ドイツでは近年、トルコの EU 加盟への反対が増加傾向にある。これはトルコ加盟が EU の具体的な懸案になったためでもあり、加盟による様々な問題発生への不安に裏打ちされている。しかし、その背景には歪曲されたイスラム像、進展しないトルコ系移民の統合などが存在し、トルコの EU への受け入れにネガティブな反応となって現れているとも考えられる。悪影響の連鎖を絶ち、「文明の衝突」ではなく「文明間の対話」を実現するには、相手の正しい理解が必要になってくる。

- (1) サミュエル・ハンチントン/鈴木主税訳『文明の衝突』集英社、1998年、308-309頁。
- (2) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Das Integrationsportal der Integrations-Lexikon による。〈<http://www.integration-in-deutschland.de>〉
- (3) こうした外国人流入の詳しい経過は次の文献を参照のこと。近藤潤三『統一ドイツの外国人問題—外来民問題の文脈で』木鐸社、2002年、同『移民国としてのドイツ—社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社、2007年。
- (4) 久保山亮「ドイツの移民政策—移民国家型政策へのシフト?」、小井土章宏編著『移民政策の国際比較』明石書店、2003年、134-138頁。
- (5) Bundesministerium des Innern (Hrsg.), Migrationsbericht 2007, 2008, S. 175-196.
- (6) Berlin-Institut für Bevölkerung und Entwicklung, Ungenutzte Potenziale. Zur Lage der Integration in Deutschland, Berlin 2009, S. 34-42.
- (7) Ebenda, S. 28-49.
- (8) Stiftung Zentrum für Türkeistudien, Türkeistämmige Migranten in Nordrhein-Westfalen und in Deutschland: Lebenssituation und Integrationsstand, Essen 2009, S. 85-88. この調査で十分なインタビュー結果が得られたのは、NRW州もドイツ全土も共に1000人である。
- (9) Ebenda, S. 163.
- (10) エマニュエル・トッド/石崎晴己・東松秀雄訳『移民の運命』藤原書店、1999年、238-262頁。本書で彼は、フランスでは「統合」といえば「同化」を意味しているとして、統合という概念ではなく同化という概念を使用しているが、彼の主張ではドイツにおけるトルコ人は同化の対象ではなく、隔離の対象なのである。
- (11) Kai Hafez/Carola Richter, Das Islambild von ARD und ZDF, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, 26-27/2007, S. 40-46. ARD (Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland: ド

ドイツにおけるトルコ系移民の統合（中谷毅）

ドイツ連邦共和国公共放送施設共同事業体＝ドイツ第1テレビは複数の公共放送局の連合体、ZDF（Zweites Deutsches Fernsehen：ドイツ第2テレビ）は各州による共同運営組織である。両者共にドイツを代表する公共放送組織で、ジャーナリズムにおける指導的な存在である。また、良質の番組を提供していることでも知られる。2人の研究者は2つのテレビ局で放映された133の番組（時事解説番組、トーク番組、記録番組、レポルターージュ番組）を2005年7月1日から2006年12月31日までの1年半に亘り調査している。

- (12) Jürgen Leibold/Steffen Kühnel/Wilhelm Heitmeyer, Abschottung von Muslimen durch generalisierte Islamkritik?, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, 1-2/2006, S. 3-10.
- (13) 近藤潤三、2007年、312-313頁。
- (14) Stiftung Zentrum für Türkeistudien, a. a. O., S. 59-65, S. 290. なお、この調査で実施したインタビューに応じた者の約95%がムスリムである。3つの宗派のイスラム教徒がNRWでは95.4%、ドイツ全土でも95.2%で大きな差はない。ドイツ全土における他の宗教の割合は、キリスト教0.2%、その他の宗教0.7%、無宗派1.5%、回答なし2.4%。S. 60.
- (15) 近藤、2007年、211-279頁。ここではトルコ系移民社会との関連で、イスラム組織とイスラム主義問題が扱われており、イスラム組織やイスラム主義組織も解説されている。
- (16) Bundesamt für Verfassungsschutz, Islamismus aus der Perspektive des Verfassungsschutzes, 2008, S. 5f.